

花巻市街路灯LED化リース事業

プロポーザル実施要領

令和3年5月

花巻市 市民生活部

市民生活総合相談センター

1 事業の趣旨

平成28年3月に策定された第2次花巻市環境基本計画において、地球温暖化対策のため、省エネルギー型の暮らしへの転換を基本目標として定めているとともに、地方公共団体の具体的な地球温暖化への取組や目標を定めた花巻市役所地球温暖化対策実行計画においてLED照明灯具への更新を明記し、省エネルギーに努めることとしている。

本市は、市設置の街路灯について、長寿命、省エネルギーで電気料金など維持管理費を抑えることができるLED照明灯具への置き換えを順次行っているが、現状のペースでは環境負荷、財政負担の軽減がなかなか進まない等の課題が生じている。

さらに、灯具として一部使用されている水銀灯は、国際条約「水銀に関する水俣条約」また国内においては「水銀による環境の汚染の防止に関する法律」により水銀ランプ等の製造、輸出入が2020年12月末で禁止となっており、いずれLED照明灯具に交換する必要があるが、短期間で市内の街路灯・道路照明灯等（以下「街路灯」という。）を全てLED照明灯具にした場合、多大な財政負担が生じることになる。

このことから、LED化の推進に当たっては、民間企業の資金力、技術力、ノウハウを活用した維持管理等を含めたリース方式により実施するものとし、工事・維持管理に関する提案を受け、本市にとって最も優れていると考えられる提案者を選定するため、公募型プロポーザル方式により事業を行うものである。

審査の結果、最も優れている提案を行った応募者（以下「最優秀提案者」という）を優先交渉権利者として、本市と事業契約の締結に向けた協議を行い、合意に至った場合、本事業に関する契約を締結し、事業の実施を行っていくものとする。

2 事業概要

(1) 事業名称

花巻市街路灯LED化リース事業（以下「本事業」という。）

(2) 契約方法及び契約年数

① リース方式によるLED化設置工事及び付帯サービス（維持管理サービス）

契約年数 契約締結日から令和14年2月29日

② LED照明機器等の納入期限

契約締結日から令和4年2月28日

③ LED照明機器等リース期間（期間中の維持管理・修繕等を含む。）

令和4年3月1日から令和14年2月29日（10年間）

(3) 事業限度額

161,832,000円（消費税額及び地方消費税額を含む）

※消費税は10%として計算するものとする

(4) リース対象灯数

約3,575灯（3,524箇所）

※灯数は令和3年4月22日現在の把握している数値である。

※うち既設LED灯は、約682灯（672箇所）であり、詳細は仕様書に数量内訳を記載している。

※うち新規設置灯数は、10年間で街路灯100灯を想定している。

ただし、この新規設置灯数は、本事業にて新規設置工事を行うものではなく、本市が新規設置したものと及び他部署等から移管又は寄附を受けたLED灯を指すものであり、維持管理等の対象とする。

※街路灯の確認業務やLED化設置工事の際に総数が増減した場合、その増減後の数量で変更契約するものとする。ただし、事前に本市と協議を行うこと。

(5) 事業内容

事業者は、既設街路灯の実際の設置状況を踏まえた提案を基に、リース方式によるLED化設置工事及び付帯サービス（維持管理サービス）について、本市と合意した内容で契約を締結し、本事業の契約期間内においてLED照明機器等（以下「本設備」という。）を善良なる注意義務をもって、自らの費用負担により、以下の業務を行うものとする。

- ① 電力会社に申し込む電気使用申込書作成及び契約変更・新規等申請
- ② 本設備の設置計画・施工・施工監理
- ③ 既設街路灯設備の撤去・リサイクル・廃棄処分
- ④ 街路灯管理システムへの更新データ提供
- ⑤ 街路灯の管理プレートの設置
- ⑥ 本設備のリース期間中の維持管理・保証（無償修繕等）
- ⑦ リース終了後の対応
- ⑧ 省エネルギー量の検証及び保証
- ⑨ 本市が指定する木柱照明の電力柱等への移設、またその木柱の撤去

3 事業者の行う業務範囲

(1) 電力会社に申し込む電気使用申込書作成及び契約変更・新規等申請

LED化に伴う契約変更、新規等の申請を行う。

※変更スケジュール等詳細については、本市と別途協議を行うものとする。

(2) LED照明機器等導入業務（以下「導入業務」という。）

1) 本設備の設置計画・施工・施工監理

- ① 関係行政機関の指導及び関係諸法規を遵守しつつ、LED化のメリットを最大限に享受できる計画の策定及び施工・施工監理を実施する。
- ② デザイン照明などアダプターやアタッチメントなどが必要な灯具について、現場確認を行うこと。
- ③ 関係行政機関の指導及び関係諸法規を遵守しつつ、近隣住民や交通に配慮した計画の策定及び施工・施工監理を実施する。
- ④ 関係行政機関の指導及び関係諸法規を遵守しつつ、作業者の安全に十分配慮した施工・施工監理を実施する。
- ⑤ 既設LED灯については、交換対象としない。ただし、施工中に不具合等が見つかった場合は、

交換するものとする。

2) 既設街路灯設備の撤去・リサイクル・廃棄処分

- ① 関係行政機関の指導及び関係諸法規を遵守しつつ、撤去工事の施工・施工監理を実施する。
- ② 撤去した設備（灯具本体、グローブ、木柱、根巻コンクリート等）については、環境保護の観点から再利用を原則とし、撤去品を項目ごとにそれぞれリサイクルの具体的な方法についても報告を行う。ただし、撤去した安定器がP C Bを含むものであった場合、その保管方法等について本市と協議を行い決定すること。

3) 街路灯管理システムへの更新データ提供

- ① 本事業に係る街路灯管理システムのデータ等の更新を行う。
 - ア 位置情報（管理番号、設置場所、設置年、引込柱番号等）
 - イ 設備概要（既設及びL E D化後の灯具仕様、灯具W数、支柱形式 等）
 - ウ 電力契約情報（契約名義、お客さま番号、契約容量 等）
 - エ その他（見取り図、契約設備写真等）
- ② 前項により作成された最新の街路灯データ報告及び納入を事業期間中に行うものとする。
- ③ その他
街路灯データ等の更新等詳細は、本市と別途協議を行うこと。

4) 街路灯の管理プレートの設置

- ① 3) により作成する街路灯データをもとに、管理番号を表記したプレートを既設L E D灯も含む全ての街路灯に設置し、既設プレートが設置されている場合は撤去する。管理番号は各灯具別で本市と協議するものとする。
- ② プレートの材質は、高分子系材料の場合は、紫外線などによる対候性能について、JIS A 1415(1999年)での試験をクリアしていること。また、金属系の場合は、錆の発生が無いこと。
- ③ プレートの字は、経年による劣化が少なく、文字の視認が容易であること。
- ④ 管理銘板はステンレスバンドで地表2 m前後の位置に取り付ける。
- ⑤ 単独柱等において、プレートの設置ができない場合などは、プレートの材質について、本市と別途協議を行い決定すること。
- ⑥ プレートは下記が確認しやすいデザインとする。
 - (ア) 花巻市街路灯
 - (イ) 管理番号
 - (ウ) 緊急連絡先

5) 本設備のリース期間中の維持管理・保証（無償修繕等）

- ① 本市からの修繕依頼に基づき、本設備及びサービス開始後に本市が新たに設置した街路灯の修繕を行う。
- ② 本市又は市民からの通報に基づき、本設備の修理ないし灯具交換を行うものとする。なお、当該作業は通報を受けた日から起算して3日以内（土・日・祝日を除く。）に初動対応を実施するものとする。また、本設備の修繕の実施結果は、速やかに本市に報告し、本設備の維持管理状況を6か月に1回本市に報告する。本市は維持管理が計画どおりでなく、又は不十分であると認められるときは、必要な措置を命ずる場合がある。

③ 費用負担

ア 事業者が費用負担する場合

- ・本設備の製品としての不具合による故障
- ・火災、落雷、破損、盗難、雪害・風害、いたずら・破壊行為、台風等による洪水・土砂崩れ等の水害、車両の接触・衝突、電氣的・機械的事故など、偶然、外来、かつ事故によって生じた損害

イ 本市が費用負担する場合

- ・本市（本市の依頼による清掃・近接樹木の伐採・除雪などの作業によるものを含む。）の責による損害
- ・地震・噴火及びこれらに起因する土砂崩れ等による損害
- ・戦争・暴動・変乱による損害
- ・その他ア以外で、事業者の責に因らない損害

④ 事業者は、本設備について、自己の負担で保険に加入する。ただし、加入する種類、内容は本市と協議の上、定めるものとする。

⑤ 既設LED灯についても維持管理等の対象とする。

⑥ リース期間中、本市が新規設置したもの及び他部署等から移管又は寄附を受けたLED灯（100灯想定）についても既設の街路灯と同様に維持管理の対象とする。

6) リース終了後の対応

契約期間終了後における事業者の設置した本設備の所有権の帰属については、本市に無償で譲渡するものとする。

7) 省エネルギー量の検証及び保証

既設と比較した省エネルギー量について検証及び保証すること。

8) 本市が指定する木柱照明の電力柱等への移設、またその木柱の撤去

① 本市が指定する66本の木柱またその照明については、電力柱、NTT柱へ街路灯の添架の可否を確認の上、既設LED灯の移設またLED照明灯具の新設を行うこと。

② 電力柱等への添架に伴う占用許可の申請手続きを代行すること。ただし、土地所有者との協議、承諾については本市で行う。

③ 照明移設後は、既設の照明も含め（LED照明灯具を除く）その木柱の撤去を行う。ただし、電力柱等へ移設不可の場合は、その対応について本市と別途協議を行うこと。

4 事業場所

花巻市で設置、維持管理している電力契約種別「公衆街路灯A」に該当する街路灯。

5 契約者

花巻市

6 最優秀及び優秀提案の選出からリース・付帯サービス開始までのスケジュール（予定）

- | | |
|------------------|----------|
| (1) 最優秀及び優秀提案の選出 | 令和3年7月上旬 |
| (2) リース契約の締結 | 令和3年7月中旬 |

- (3) 街路灯LED化交換工事 令和3年7月中旬～令和4年2月下旬
(4) リース・付帯サービス開始 令和4年3月1日

7 応募条件

(1) 応募者

- 1) 本事業を行う能力を有する単独企業あるいはグループ（複数の企業の共同体）とする。
グループで応募する場合は、統括役割を担う代表者を1社選定し、その代表者が本市との連絡窓口となり、事業の遂行の責を負うものとする。
- 2) グループで応募する場合は、参加表明時は、応募者の構成員全てを明らかにし、各々の役割分担を明確にする。
- 3) 応募者は、応募を含むそれ以降の提案について、諸手続き及び契約等に係る諸手続きを行う。
- 4) 事業提案提出後において、事業運営を目的とした特定子会社を設立することも可能とする。
ただし、設立条件などに関しては、本市と協議した上で合意を得る必要がある。
- 5) 応募者は、「花巻市役所地球温暖化対策実行計画」の趣旨を踏まえ、環境負荷を軽減するとともに、関連法令を遵守する。

(2) 応募者の役割

- 1) 応募者は、次の役割を全て担い、グループの場合は各構成員が以下の事業役割を分担するものとする。
 - ① 統括役割 本市の対応窓口となり、リース契約等諸手続きを行い、事業遂行の責を負う。
 - ② 施工監理役割 設置計画を行い、それに基づき施工監理、維持管理に関する業務を実施する。
 - ③ その他役割 上記①～②以外の業務を各々実施する。※灯具メーカーはグループに含まない。

(3) 応募者の参加資格

応募者の参加資格要件は、次のとおりとする。なお、グループの場合、グループとしてこれらの要件を満たすものとする。

- 1) 応募者若しくは応募者グループは、参加表明書及び資格確認に必要な書類により、本実施要領の内容を十分に遂行できると認められる者であること。
- 2) 応募者若しくは応募者グループの統括役割は、次に掲げる書類を提出し、内容を審査し、資格を有することが認められた者であること。
 - ① 印鑑証明書（所管法務局発行の証明書の正本で、受付日前3か月以内に発行されたもの）
 - ② 商業登記簿謄本（現に効力を有する部分の謄本で、受付日前3か月以内に発行されたもの）
 - ③ 最新決算年度の確定申告分の法人税、法人事業税の国税、県税、市税等に関する納税証明書
 - ④ 財務諸表（最新決算年度とその前年度、前々年度の3年間分）
 - ⑤ 暴力団員などに該当しないことの誓約書及び同意書（様式第6号）
 - ⑥ その他必要と認められる書類
- 3) 応募者若しくは応募者グループは、事業運営を円滑に行い、また維持管理については、本市等の通報を受けた日から起算して3日以内（土・日・祝日を除く。）に初動対応が実施できる者であること。
- 4) 応募者若しくは応募者グループの統括役割は、過去直近3か年度において、地方公共団体の本件同種

の街路灯の灯具を用いた一斉LED化事業を履行した実績があること。

- 5) 施工監理役割については、市営建設工事請負資格者名簿に登録があり、かつ花巻市内に本店、支店又は営業所があり、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による電気工事に係る「特定建設業（電気工事）」の許可を有していること。また同法第26条の規定による電気に係る監理技術者の資格を持つ者を配置すること。
- 6) 応募者若しくは応募者グループの統括役割は、品質マネジメントシステム（ISO9001）、環境マネジメントシステム（ISO14001）の認証を取得していること。
- 7) 応募者若しくは応募者グループの統括役割は、エネルギー削減を計測、検証できること。
- 8) 応募者若しくは応募者グループは、市内電気工事事業者（以下「市内工事事業者」という。）の活用を行い、地域への経済波及効果に資するものとする。

※市内工事事業者は、市営建設工事請負資格者名簿に登録があり、かつ花巻市内に本店、支店又は営業所があること。若しくは、花巻市内に本店があること。

（4）応募者の制限

次に掲げる者は、応募者の構成員となることはできない。

- 1) 地方自治体法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者。
- 2) 本実施要領の配布の日から提案書提出期限日までの期間に、花巻市物品購入等指名競争入札における指名停止措置要綱（平成28年花巻市要綱第28号）及び花巻市営建設工事等の競争入札における指名停止措置要綱（平成18年花巻市要綱第10号）の規定に基づく指名停止の措置を受けている者。
- 3) 本実施要領配布の日から提案書提出期限日までの期間に、建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項若しくは第5項の規定による営業停止処分を受けている者。
- 4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第3条又は第4条の規定に基づき都道府県公安委員会が指定した暴力団等の構成員を、役員、代理人、支配人その他の使用人又は代理人として使用している者。また、花巻市暴力団排除条例（平成27年花巻市条例第52号）第2条第5号に規定する暴力団等に該当する者。なお、花巻市暴力団排除条例に基づき、警察機関に照会を行う場合がある。
- 5) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく民事再生手続開始の申立てをしている者。
- 6) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされている更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係わる同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てを含む。（以下「更生手続開始の申立て」という。）をしている者又は更生手続開始の申立てをなされている者。ただし、同法第41条第1項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係わる旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者がその者に係る同法第199条第1項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画認可の決定を含む。）があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。
- 7) 公告の日から過去3か月以内に花巻市から契約解除された者。

- 8) 応募に係る提出書類等に虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者。
- 9) 不正な手段を用いて本事業を誹謗し、又は事業の公正な進行を妨げる者若しくは妨げた者。
- 10) 最近1年間の法人税、事業税、地方税を滞納している者。

8 応募に関する留意事項

(1) 費用負担

応募に関する全ての書類の作成及び提出に係る費用は、応募者の負担とする。

(2) 提出書類の取扱い・著作権

- 1) 提出書類の著作権は、それぞれの応募者に帰属するが、提出書類は返却しないものとする。
- 2) 本市が本プロポーザルの実施に必要と認めるときは、提出書類を本市が利用（必要な改変を含む）することに許諾するものとする。この場合は、あらかじめ応募者に通知するものとする。
- 3) 提出書類の利用について、第三者から権利侵害の訴え、その他の紛争が生じたときは、応募者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ本市に何らかの損害を与えたときには、その損害を賠償するものとする。
- 4) 受託者は、本市に対し、本件契約に基づく成果物（以下「本著作物」という。）に関連する著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む）を譲渡するものとする。
- 5) 受託者は本著作物に関する著作者人格権を、本市又は本市が指定する第三者に対して行使しないものとする。
- 6) 本市は応募者に無断で本事業以外の目的で提出書類を使用したり、情報を漏らしたりすることはない。

(3) 特許権

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国及び日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている意匠、デザイン、設計、施工方法、工事材料、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、応募者が負うものとする。

(4) 本市からの提出書類の取扱い

本市が提供する資料は、応募者に係る検討以外の目的で使用してはならない。

(5) 応募者の複数提案の禁止

応募者は、1つの提案しか行うことができない。

(6) 複数の応募者の構成員等となることの禁止

応募者の構成員は、他の応募者の構成員となることができない。

(7) 構成員の変更の禁止

応募者の構成員の変更は認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、本市と協議を行い、本市がこれを認めたときはこの限りでない。

(8) 提出書類の変更禁止

提出した書類の変更はできない。ただし提出書類に脱漏または不明確な表示等があり、かつ、本市が認めたときはこの限りではない。なお、本提出書類について後日参考資料を求めることがある。

(9) 虚偽の記載の禁止

参加表明書又は提案書に虚偽の記載をした場合は、参加表明書又は提案書を無効とする。

(10) 消費税の取扱について

事業提案金額の消費税については10%で計算するものとする。但し、リースサービス開始日より事業提案金額から消費税が変動する場合は、事業開始前に本市と協議を行うものとする。

9 本事業選定の流れ

(1) 応募者の要件

本事業提案募集への応募者は、「7 応募条件」で定める資格要件を満たす者とする。

(2) 応募資格要件の確認及び審査提案要請

本市は、本事業に対する提案募集への応募者の資格要件について第1次審査を実施し、応募条件を満たした応募者に対し、提案書の提出を文書で要請する。

(3) 最優秀提案者等の選定

選定委員会により提案内容（プレゼンテーション）を審査し、最優秀提案1者及び優秀提案1者を選定する。

(4) 詳細協議

最優秀提案者は優先交渉権利者となり、電気料金削減等の詳細判断、最終提案書作成及び契約書を締結するまでの諸条件について、本市との詳細協議を進めるものとする。

(5) 契約事業者の選定

優先交渉権利者は本市と協議を行い、協議が整えば各業務に関する契約を締結し、契約事業者（以下「事業者」という。）となる。ただし、優先交渉権利者との協議が整わない場合は、優秀提案をした者と詳細協議を行う。なお、契約までの費用については詳細協議を行う優先交渉権利者若しくは優秀提案をした者の負担とする。

(6) 事務局

本事業提案募集に係る事務局は、次のとおりとする。

担当窓口 : 市民生活部 市民生活総合相談センター
所在地 : 花巻市花城町9番30号
TEL/FAX : 0198-41-3550 / 0198-41-1299
電子メール : soudan@city.hanamaki.iwate.jp
ホームページ : <http://www.city.hanamaki.iwate.jp>

10 本事業全体スケジュール

(1) 本事業は次の日程（予定）で行う。

	項目	日程
①	実施要領の配布（ホームページで公開）	令和3年5月17日
②	質問書提出期限	令和3年5月24日
③	質問回答	令和3年5月28日
④	参加表明書及び第1次審査用書類提出期限	令和3年6月7日
⑤	第1次審査結果通知書等送付	令和3年6月9日
⑥	第2次審査用書類提出期限	令和3年6月21日

	項 目	日 程
⑦	第2次審査（プレゼンテーション、選考）	令和3年7月上旬
⑧	最優秀及び優秀提案の選出、結果通知	令和3年7月上旬
⑨	優先交渉権利者と仕様等の協議	令和3年7月上旬～令和3年7月中旬
⑩	見積書提出（最終版）	令和3年7月中旬
⑪	契約締結	令和3年7月中旬
⑫	街路灯LED化交換工事	令和3年7月中旬～令和4年2月下旬
⑬	変更契約等の協議	令和3年10月中旬
⑭	工事報告（変更契約等）	令和4年2月上旬
⑮	リース・付帯サービス開始	令和4年3月1日

(2) 本提案募集の手続き

1) 実施要領の配布

実施要領は、本市のホームページにて公表する。

(3) 参加表明書、資格確認書類及び第1次審査書類の提出

応募者は、次により参加表明書、資格確認及び第1次審査に必要な書類を持参する。

1) 提出期間

令和3年5月17日（月）～令和3年6月7日（月）（必着）

2) 提出場所

花巻市 市民生活部 市民生活総合相談センター

3) 提出方法

持参（開庁日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで）又は郵送（書留郵便に限る。）

4) 提出書類

応募者は、次の提出書類に各々書類符号を記した表紙とインデックスを付け、A4縦長ファイルに綴じたものを5部（正1部、副4部）提出するものとする。

5) 提出書類のうち、会社概要、特定建設業の許可証明書、リース関連事業実績一覧表、印鑑証明書、商業登記簿本、納税証明書、財務諸表、ISO認証証明書の写し、各資格者証の写し及び監理技術者資格者証の写しは、代表者及び構成員の全てのものを提出するものとする。

6) 参加表明書作成要領

① 公募型プロポーザル参加表明書兼参加資格確認申請書（様式第2号）

グループで参加の場合は、代表企業名で作成し提出すること。

② グループ構成表（様式第3号）

応募者の構成員全てを明らかにし、各々の役割分担（統括役割、施工監理役割、その他役割（分担名を記載のこと）を明確にすること。グループとして応募する場合は、構成員の間で交わされた合意書、契約書又は覚書等を添付すること。なお、その合意書には、事業役割の構成企業体が生市に対し連帯責任を負う旨を示す条項を含むこと。

③ 印鑑証明書

所管法務局発行の証明書の正本で、提出日前3か月以内に発行されたもの。

④ 商業登記簿謄本

現に効力を有する部分の謄本で、提出日前3か月以内に発行されたものを綴じたもの。

⑤ 納税証明書

最新決算年度の確定申告分の法人税、法人事業税の国税、県税、市税等に関する納税証明書を各1通ずつ綴じたものとし、事務所が複数箇所ある場合には、本社所在地の官公庁で発行する納税証明書を提出すること。

⑥ 財務諸表

最新決算年度とその前年度、前々年度の3年間分の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表、及び、販売費及び一般管理費の明細等の財務諸表を綴じたもの。なお、写しでも可とする。また、本事業について、関係会社（親会社等）が履行保証を行う場合は、その関係会社の財務諸表も添付すること。

⑦ 会社概要

A4判の大きさの用紙を使用し、企業設立年から現在までの営業の沿革及び主要な営業経歴等、以下の項目を網羅したものを1部綴じたもの。

- ア 会社概要（企業名、代表者役職・氏名・、設立年、資本金、従業員数、営業所一覧、年間売上金額等）（様式第4号の1）
- イ 企業状況表（様式第4号の2）
- ウ 有資格技術職員内訳表（様式第4号の3）
- エ 各役割の責任者業務実績表（様式第4号の4）
- オ その他、本事業について、関係会社（親会社等）が履行保証を行う場合は、その関係会社の会社概要も添付すること。なお、様式を指定しているものであっても、上記の内容を含む応募者のパンフレット等による代用も認める。

⑧ 特定建設業の許可証明書の写し

施工監理役割を担う者については、建設業法第3条第1項に規定する「特定建設業」、又はこれに類する許可証明書を提出する。なお、写しでも可とする。

⑨ リース関連事業実績一覧表（様式第5号）

様式に従い、以下の項目を網羅した事業実績表を提出すること。

- ア 事業名：契約書上の正確な名称を記載すること。
- イ 発注者：発注者名を記入すること。
- ウ 受注形態：単独又はグループの別を記入すること。
- エ 契約金額：消費税相当額を含む金額の総額を記入すること。
- オ 契約年月日：契約締結日を記入すること。
- カ 契約期間：契約始期及び終期を記入すること。
- キ 施設概要：施設の主な用途、構造・規模面積、改修工事完了年月を記入すること。
- ク 主な契約内容：対象機器数量を明記すること。

※過去直近3か年度の実績を明記すること。

⑩ 各資格者証の写し

有資格技術職員のうち、各代表1名分の資格者証（表・裏）の写しを提出すること。

⑪ 監理技術者資格者証の写し

施工監理役割における監理技術者資格者証（表・裏）の写しを提出すること。

⑫ 暴力団員などに該当しないことの誓約書及び同意書（様式第6号）

⑬ 市内工事事業者の活用（様式第15号）

市内工事事業者の活用内容（金額設定や施工計画、維持管理等）について記載すること。

（4）参加資格確認及び第1次審査

参加表明事業者は、全て参加資格確認及び第1次審査を行う。

審査は参加表明時に提出した書類をもって行う。

審査結果に対する異議を申立てることはできない。

（5）実施要領及び資料に対する質問受付

本実施要領及び資料に関する質問の受付は、次により行う。

① 質問者

本事業の応募者若しくは応募者グループの統括役割のみとする。ただし、応募予定者も可とする。

② 質問の方法

質問は、質問書（様式第1号）を使用すること。なお、受付は電子メールのみとし、電話、FAX、持参等は不可とする。なお、電子メールの送信の際は、件名を「花巻市街路灯LED化リース事業質問書」と記載し、メール送信後、電話でメールの到着を確認するものとする。

③ 受付期間

令和3年5月17日（月）から令和3年5月24日（月）午後5時まで（必着）

※電話確認は、開庁日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

④ 質問への回答

回答は、提出された質問を取りまとめて、令和3年5月28日（金）にホームページで公表し、口頭による個別対応は行わない。なお、回答は本実施要領と一体のものとして同等の効力を持つものとする。

（6）第1次審査・参加資格確認結果及び提案要請書の通知

参加表明に関する応募書類が提出されたときは、応募条件（参加資格審査）及び提出書類による第1次審査を実施し、応募条件を満たした応募者に対し、電子メール及び文書で企画提案を要請する。

1) 通知日 令和3年6月9日（水）

2) 郵送日 令和3年6月9日（水）

（7）提案書の提出

提案要請書を通知された応募者は、本市が提供する配布資料に示す資料を基に「15 本事業提案提出書類・作成要領」に従い、本事業提案書を作成し、事務局へ提出する。

1) 提出期間

令和3年6月9日（水）～令和3年6月21日（月）（必着）

2) 提出場所

花巻市 市民生活部 市民生活総合相談センター

3) 提出方法

持参（開庁日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで）又は郵送（書留郵便に限る。）

4) 提出書類

「15 本事業提案提出書類・作成要領」によるものとする。

(8) 参加を辞退する場合

提案要請書を交付された応募者が以降の参加を辞退する場合は、本事業提案書受付の締切日の前日までに提案辞退届（様式第7号）を1部、事務局に持参又は郵送（必着）で提出するものとする。

11 審査及び審査結果の通知

(1) 審査の流れ（第2次審査）

提案の審査に当たっては、以下の要領で行う。

- 1) 本件における審査は、本市職員の委員6名で構成される「花巻市街路灯LED化リース事業プロポーザル選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において行うこととする。
- 2) 応募者からの提案書類及びプレゼンテーションをもとに、提案内容の実行能力を審査する。

(2) 審査基準

- 1) 選定委員会が、事業資金計画、計画・施工・施工監理、使用機器や維持管理、環境・安全への配慮、本市経済への寄与などの観点から総合的な審査を行う。
- 2) 選定委員一人当たりの配点の合計は700点とし、選定委員の合計点数が最も高い提案をした応募者を最優秀提案者とし、本事業契約に向けての優先交渉権利者とする。また、次点を優秀提案者とし、次点交渉権利者とする。なお、合計点数が同点の場合は、選定委員会で協議を行い、優先交渉権利者を決定する。
- 3) 各項目の採点基準は、別紙「花巻市街路灯LED化リース事業 プロポーザル審査採点表」による。なお、この審査においては次の事項を重視する。
 - ① 長期にわたり事業を安定的に遂行できる経営状況か、具体的に確認できる提案であること。
 - ② 地方公共団体における街路灯・道路照明のLED化リース事業の実績があること。
 - ③ 環境・品質に関する体制があること。
 - ④ 事業費総額が少ないこと。（本市の支出が少ないこと）
 - ⑤ 事業費の内訳（リース、付帯サービス料など）が明瞭かつ妥当であり、安定的に事業を実施、継続できる資金調達計画となっていること。
 - ⑥ 電気料金及び灯具修繕等に係る削減額が効果的であること。
 - ⑦ 作業の安全性を確保するとともに、計画的な施工が実施できる管理体制とする提案であること。
 - ⑧ 警察指導への対応や周辺住民への配慮が十分であること。
 - ⑨ 工事期間中に寿命を迎えた水銀灯・蛍光灯などへの対応について提案があること。
 - ⑩ 電力契約の効率的な変更申請等について提案があること。
 - ⑪ リース期間中の維持管理について提案があること。
 - ⑫ 職員の業務負担軽減に繋がる提案であること。
 - ⑬ 本事業以前に設置したLED照明灯具（既設LED灯）の管理及び保証をする提案であること。
 - ⑭ リース期間中において、市独自で新たに設置する街路灯の取扱いについて提案があること。
 - ⑮ 省エネルギー量の検証方法等について提案があること。
 - ⑯ LED照明灯具は、設置実績があり、別添「機器仕様書」の仕様を満たす国内メーカーの製品で

あること。

- ⑰ 廃棄物の処理・再利用計画が具体的かつ充分であること。
- ⑱ 市内工事事業者の積極的な活用など、本市内の経済への活性化に貢献できる提案であること。
- ⑲ 募集の趣旨を十分理解し、提案に独自性があり、維持管理等においても事業開始前及び終了後を見据えた工夫がなされた提案であること。
- ⑳ リース期間終了後の本設備の所有権の帰属などを含め、契約期間終了後の対応について提案があること。

(3) 企画提案の審査（プレゼンテーション）の実施

前項にて提出された提案書とあわせてプレゼンテーションを実施し、審査を実施するものとする。

- 1) 実施日時及び場所は、後日、該当者に通知するものとする。
- 2) プレゼンテーションの出席者は5名以内とする。
- 3) プレゼンテーションの順番は、第2次審査提案書の受付順とする。
- 4) 応募者からのプレゼンテーション及びヒアリング（1社当たり40分以内：プレゼンテーション25分・ヒアリング「質疑時間」15分）をもとに、企画提案内容の実行能力を審査する。
※機材（スクリーン及びプロジェクター）は事務局で用意する。
- 5) 最低基準点を設け、提案者の全てがこれを下回る場合は契約を行わず、再度公募を行う。なお、最低基準点は、2,520点（4,200点（満点）×0.6）とする。また、応募者が1者となった場合でも選定委員会において審査を行い、最低基準点を満たさなかった場合のみ、再度公募を行うものとする。

(4) 審査結果の通知

- 1) 審査結果は、提案者に文書で通知する。電話等による問い合わせには応じない。
 - 2) 審査結果に対する異議を申立てることはできない。
 - 3) 審査結果は、次の項目について本市のホームページに掲載する。
 - ① 優先交渉権利者、次点交渉権利者の名称、総合点
 - ② ①以外の参加者及びそれぞれの総合点
- ※ ①以外の参加者については、符号により表記する。

(5) 失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- 1) 提案期限を過ぎて提案書類が提出された場合。
- 2) 提案書類に虚偽の記載があった場合。
- 3) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合。
- 4) 本実施要領に違反すると認められる場合。
- 5) 提案者の事業費が限度額を超えている場合。
- 6) 別紙「花巻市街路灯LED化リース事業プロポーザル審査採点表」の評価基準の評価において、「E（不十分）」がある場合。

12 提案書における提示条件

提案者は、以下の条件に基づき提案書を作成する。

- (1) リース及び付帯サービス契約を実施できること。
- (2) 事業者の資金により街路灯のLED照明灯具への改修を行い、毎年度のリース料及び付帯サービス料が定額であること。
- (3) 別添「機器仕様書」で定める仕様に応じた製品を使用すること。
- (4) LED照明灯具以外にサービスを実施する上で必要な設備（器具）についても対応すること。
- (5) 本市の計画に基づき工事を遂行できること。
- (6) 本市が承諾した維持管理計画に基づいて維持管理を行い、これに係る経費は原則として事業者が負担すること。
- (7) 本市が新規設置したもの及び他部署等から移管又は寄附を受けたLED灯についてもリース対象機器同様、契約終了後まで維持管理を行う。
- (8) 契約期間終了後の本設備の所有権の帰属について言及すること。
- (9) その他、この要領に定めることの他、本提案の募集等の実施に当たって必要な事項が生じた場合には、応募者に通知する。

13 事業実施に関する事項

- (1) 誠実な業務遂行
 - 1) 事業者は、実施要領、配布資料及び契約書に基づく諸条件に沿って、誠実に業務を遂行すること。
 - 2) 業務遂行に当たって疑義が生じた場合には、本市と契約事業者の両方で誠意をもって協議すること。
- (2) リース契約期間中における事業者と本市の関わり
 - 1) 本事業は、事業者の責により遂行され、本市は契約に定められた方法により、事業実施状況について確認を行う。
- (3) 本市と事業者との責任分担
 - 1) 基本的な考え

リース提案が達成できないことによる損失は、原則として、事業者が負担する。

ただし、天災や経済状況・運営状況の大幅な変動等、事業者の責に帰さない合理的な理由がある場合は、別途協議を行うものとする。
 - 2) 予想されるリスクと責任分担

本市と事業者の責任分担は、原則として「花巻市街路灯LED化リース事業に係る仕様書」の「表：本事業の予想されるリスクと責任分担」（以下「分担表」という）によることとし、応募者は負担すべきリスクを想定した上で本提案を行うものとする。尚、分担表に該当しない事項が発生した場合には、別途協議を行うものとする。
 - 3) 事業の継続が困難となった場合における措置

契約後に事業の継続が困難となった場合の措置については、リース及び付帯サービスに係わる契約書において定めるものとする。

14 契約に関する事項

- (1) 契約の手順

本市と優先交渉権利者は、詳細協議の結果、双方が合意した場合に契約締結のための手続きを行う。

(2) 契約の時期

令和3年7月中旬

(3) 契約の概要

実施要領、街路灯維持管理計画に基づき、双方が合意した場合に契約を締結するものであり、事業者が遂行すべき工事及び運転、維持管理に関する業務内容並びに支払方法等を定めるものとする。また、本市と事業者の役割と責及び遵守事項を明確化し、相互の確認事項や方法及び時期等について明記するものとする。

15 本事業提案提出書類・作成要領

(1) 事業提案時の提出書類

次の提出書類に各々の書類符号を記した表紙とインデックスを付け、A4 縦長ファイルに綴じたものを11部（正1部、副10部）提出すること。

- 1) 提案書提出届（様式第8号）
- 2) 提案総括表（様式第9号の1、2、3）
- 3) 使用機器提案書（様式第10号）
- 4) 事業資金計画書（様式第11号の1、2）
- 5) 維持管理等提案書（様式第12号の1、2）
- 6) 工事中の対応・廃棄計画書（様式第13号）
- 7) 契約終了後の対応（様式第14号）
- 8) 省エネルギー量の検証及び保証（様式第16号）

(2) 作成要領

1) 一般的事項

- ① 使用言語は日本語、通貨は日本国通貨、単位は測量法に定めるものとし、全て横書きとする。なお、原則としてフォントはMS明朝体10.5ポイントで統一すること。
- ② 提案書提出届により提出書類の構成を示した上で、各提出書類に提出書類表紙をそれぞれ付し、A4 縦長ファイルに綴じたもので提出すること。なお、A4 版以外の様式については、A4 版サイズに折り込むこと。
- ③ エネルギーに関する換算値
エネルギーに関する計算においては、次の換算値で行うこと。

エネルギー種別	CO2 排出係数
電気	0.522 (kg-CO2/kWh)

※東北電力：2019年度実績

2) 提案書提出届（様式第8号）

グループで参加の場合は、統括役割が作成し提出すること。

3) 提案総括表

- ①提案の概要（様式第9号の1）
提案全体の概要を記載するとともに、創意工夫している点について記載すること。
- ②改修提案項目一覧表（様式第9号の2）

③リース契約内容提案書（様式第9号の3）

電気料金及び維持管理費に係る削減予定額、リース及び付帯サービス料、市等により新規設置された街路灯の維持管理等、リース期間について記載すること。

4) 使用機器提案書（様式第10号）

使用機器の詳細について、詳細検討に基づき使用する機器の図、当該機器に関するエネルギー消費状況の評価内容、その他、灯具仕様に基づいた内容説明、数値的根拠について記載すること。

5) 事業資金計画書

①工事業務費計画書（様式第11号の1）

工事業務に関する費用について記載すること。

②維持管理業務費計画書（様式第11号の2）

維持管理業務に関する費用について記載すること。

6) 維持管理等提案書

①維持管理計画書（様式第12号の1）

本設備の維持管理業務に関する計画内容を記載すること。また、既設LED灯、新設予定の街路灯の維持管理業務に関する保証の提案、加入する賠償保険等、コスト削減及びサービス水準の向上等視点で工夫している点があれば記載すること。

②緊急時対応提案書（様式第12号の2）

提案の安全性・信頼性・災害時を含む緊急時対応方法の考え方について記載すること。

7) 工事中の対応・廃棄計画書（様式第13号）

工事施工に当たり、安全管理・工程管理等において特に重要と判断する事項及び品質管理、電力会社への申請、工事完了期限、本設備の引き渡し、市内工事業業者の活用方法に関する内容、既設設備撤去後の処理方法を記載すること。また、工事着工後に寿命を迎えた水銀灯や劣化の著しい独立柱の建替等について提案がある場合は記載すること。

8) 契約終了後の対応（様式第14号）

リース事業契約期間終了後の対応、本設備の取扱いについて記載すること。

9) 省エネルギー量の検証及び保証（様式第16号）

既設と比較した省エネルギー量の検証及び保証について記載すること。

16 配布資料

(1) 配布資料の内容

本事業提案要請書と併せて応募者に配布する資料は次のとおりとする。

- 1) 既設街路灯の概要
- 2) 街路灯維持管理費(電気料金、設備費、修繕費)
- 3) 市内街路灯配置図・その他必要資料

(2) 配布期間

令和3年6月9日（水）～令和3年6月21日（月） 午後5時まで

(3) 配布場所

花巻市 市民生活部 市民生活総合相談センター

17 工事仕様

- (1) 契約後、工事計画を速やかに作成し、本市と事前に調整をすること。
- (2) 工事を行うに当たっては、市内工事事業者を活用すること。
- (3) 取り外した灯具の取扱いについては、本市が方法を指定した場合は、それに従うこと。
- (4) 工事に係る契約不適合責任については契約に基づき、事業者の責任とすること。
- (5) 安全管理に十分配慮すること。

18 工事計画

工事計画は、次の基準で作成すること。なお、具体的な工事計画については工事着手前に本市と協議すること。

(1) 工事の優先順位

- 1) 既設の街路灯で故障が発生した箇所
- 2) 通学路及び通園路の箇所
- 3) その他、本市が優先と判断した箇所

(2) 工事方法

設置する本設備については、本市の指定する方法、仕様等及び工事計画を遵守すること。

19 その他

- (1) 個々の機器の設置が完了した時点から使用の供用を開始し、リース期間開始までに障害が発生した場合は、事業者の責において修復することとする。
- (2) 本事業において導入する機器類は、期間終了後は発注者の所有となることから、固定資産税は非課税とする。

以 上

花巻市街路灯LED化リース事業 プロポーザル審査採点表

(1) 評価項目・評価基準・配点

評価項目	評価基準	配点 (点)	評価 (A～ E)	点数 (配点× 係数)
①企業概要	・経営状況について	40		
	・類似事業実績について	30		
	・環境・品質に関する体制について	30		
②事業資金計画	・総事業費について	40		
	・事業費の内訳（リース、付帯サービス料など）が明瞭かつ妥当であり、安定的に事業を実施、継続できる資金調達計画の提案について	30		
	・電気料金及び灯具修繕等に係る削減額について	30		
③施工監理	・施工計画、内容、安全管理について	40		
	・警察指導への対応、周辺住民への配慮について	20		
	・工事期間中に寿命を迎えた水銀灯・蛍光灯などの対応について	20		
	・電力契約の効率的な変更等申請について	20		
④リース期間中の維持管理	・維持管理体制について	40		
	・職員の負担軽減について	20		
	・既設LED灯の対応について	20		
	・リース期間中の新設街路灯の取扱いの対応について	20		
⑤環境配慮	・省エネルギーの検証等について	30		
	・灯具選定について	30		
	・廃棄物の処理・再利用計画について	40		
⑥市内経済効果	・市内工事事業者の活用について	120		
⑦提案者の積極性	・本事業の趣旨を十分理解し、積極的に独自の工夫やノウハウ等を活用するなど、効率的かつ効果的な提案について	50		
⑧その他	・リース契約終了後の対応について	30		
合計		700		

(2) 評価係数

A	B	C	D	E
極めて良好	良好	普通	やや不十分	不十分
1.0	0.8	0.6	0.3	0

※以上の評価は、このプロポーザルにおける評価基準に基づく評価であり、各事業所の経営内容等の評価又は格付けするものではありません。